

教職員の懲戒処分の指針

徳島県教育委員会

第1 基本理念・目的

教職員は、全体の奉仕者として、高い倫理観・遵法精神のもと、公務や教育を通じて公共の利益を追求し、これを実現する責務を負っていることはもとより、児童生徒の人格形成に直接かかわるという重大な職務を担っている。

こうしたことから、教職員一人ひとりが常に強い使命感と高い倫理観を持って行動するとともに、公正性、公平性及び透明性を高めた「懲戒処分の指針」を策定することにより、教職員が地方公務員として遵守すべき法令等に違反した場合の責任を明確化し、教職員の不祥事を未然に防止するための抑止力となることを目的として、本指針を策定する。

第2 処分量定の決定

1 標準的な処分量定

本指針は、非違行為等の代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を別表1（以下「標準例」という。）として掲げたものである。

標準例に定められていない行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては、標準例に掲げる処分量定や他県の類似事案の処分事例を参考に、処分量定を判断する。

2 具体的な処分量定の決定

（1）具体的な量定の決定に当たっては、標準例に掲げる処分量定を基本として、個々の事案に応じて、次の事項を勘案の上、総合的に判断する。

- ① 非違行為が行われた状況、動機、態様
- ② 被害の程度
- ③ 故意又は過失の度合い、常習性
- ④ 非違行為を行った教職員の職責
- ⑤ 職務への影響等、信用失墜の度合い（児童生徒及び保護者への影響、他の教職員及び社会に与える影響）
- ⑥ 日頃の勤務態度
- ⑦ 過去に受けた処分歴
- ⑧ 当該行為後の対応、反省度合い

（2）過去に停職処分を受けた者が、再度、停職処分相当の非違行為を行ったと認められる場合には、標準例にかかわらず、免職処分を基本とする。

3 処分量定の加重

次の場合には、標準例に掲げる処分の種類より重い量定とすることができるものとする。

- ① 非違行為の動機や態様が極めて悪質である場合
- ② 非違行為の結果が極めて重大である場合
- ③ 非違行為を行った教職員の職責が特に高い場合
- ④ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きい場合
- ⑤ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として、懲戒処分を受けたことがある場合
- ⑥ 処分の対象となる複数の異なる非違行為を行っていた場合

4 処分量定の軽減

次の場合には、標準例に掲げる処分の種類より軽い量定（懲戒処分を行わないことを含む。）とすることができるものとする。

- ① 教職員の日頃の勤務態度が極めて良好である場合
- ② 教職員が自らの行為が発覚する前に自主的に申し出た場合
- ③ 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあるなど、特別の事情がある場合

第3 告発

教職員が行った非違行為のうち、刑事事件に係る事案については、刑事訴訟法に定めるところにより、告発又は告訴を行う場合がある。

ただし、被害者が告発を望んでいない等、特別な事情があると認められるときは、告発しない場合もある。

第4 その他

- (1) 懲戒処分を行った場合は、処分後、速やかに県のホームページにおいて、事案の概要等について公表する（被害者が望まない場合、児童生徒への影響などを考慮し、公表しないこともある）。
- (2) この指針は、社会情勢の変化等によって検討の必要性が生じた場合、必要に応じて見直しを図る。

附 則

この指針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成21年10月5日から施行する。

附 則

この指針は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成30年11月12日から施行する。

附 則

この指針は、平成31年2月5日から施行する。

附 則
この指針は、令和２年１０月１日から施行する。